

月報 平成30年 4月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 2月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は168人となり、前年同月で9.1%増加した。
- ・月間有効求職者数は647人となり、前年同月比で4.9%減少した。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は289人となり、前年同月比では、一般求人が1.5%増加、パート求人は2.2%減少した。  
産業別でみると、建設業、飲食店・宿泊業、医療・福祉分野が増加し、製造業、卸売・小売業は減少したが、全体として19.0%の増加となった。
- ・月間有効求人数は812人となり、前年同月比で6.6%増加した。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.14ポイント上回る1.26倍であった。  
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.21倍、パートの有効求人倍率が1.34倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 平成30年2月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	168	1.2	9.1
	うち男	76	4.1	18.8
	うち女	92	0.0	2.2
	年齢別			
	～44歳	77	▲ 7.2	▲ 11.5
	45～54歳	31	14.8	▲ 53.7
	55歳～	60	7.1	53.8
	月間有効求職者数	647	5.0	▲ 4.9
	うち男	313	5.7	▲ 8.2
	うち女	333	4.4	▲ 1.8
	年齢別			
	～44歳	292	7.4	▲ 12.3
45～54歳	109	0.9	▲ 68.6	
55歳～	246	4.2	11.3	
求 人 関 係	新規求人数	289	5.1	0.3
	主要産業別			
	建設業	52	246.7	2.0
	製造業	37	▲ 38.3	▲ 9.8
	卸売・小売業	35	0.0	▲ 5.4
	飲食店・宿泊業	38	65.2	11.8
医療・福祉	65	▲ 27.0	62.5	
月間有効求人数	812	0.7	6.6	
就 職 関 係	紹介件数	247	24.7	▲ 13.3
	うち男	117	19.4	▲ 17.6
	うち女	130	31.3	▲ 9.1
	就職件数	55	17.0	▲ 29.5
	うち男	22	▲ 8.3	▲ 40.5
	うち女	33	43.5	▲ 19.5

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

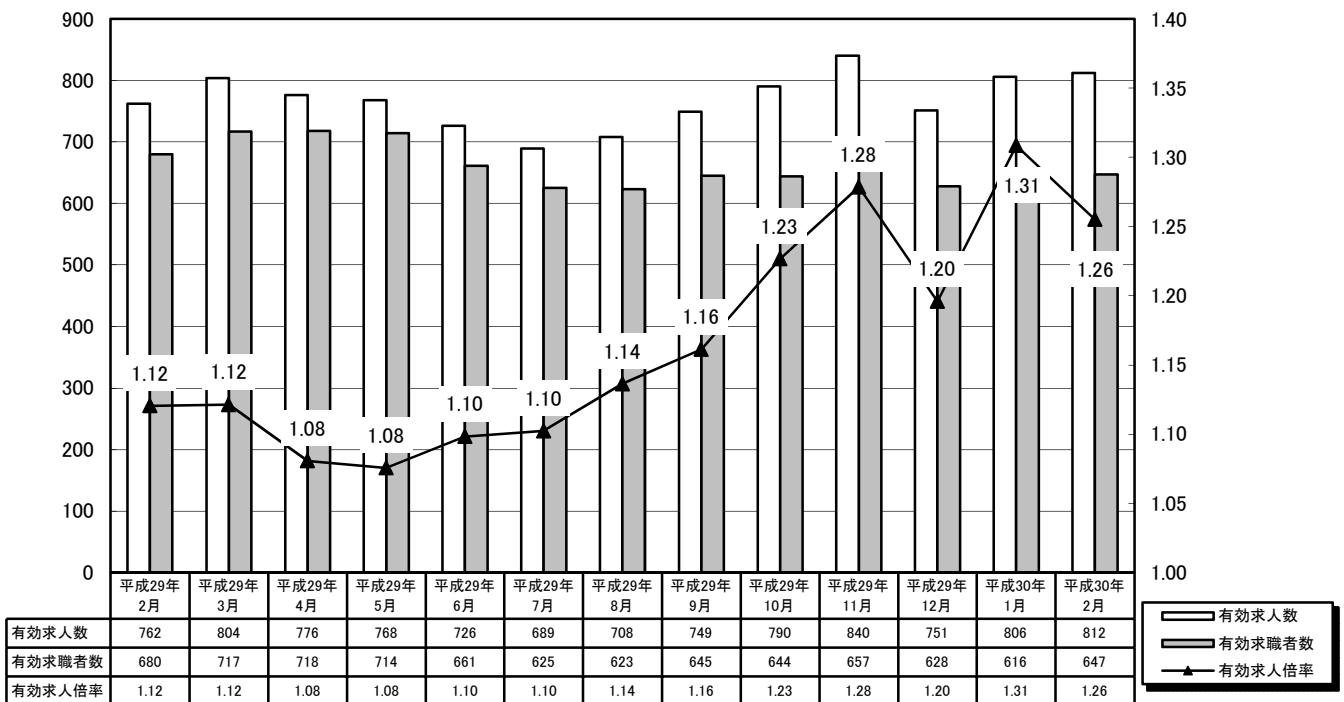
雇用保険取扱状況 平成30年2月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	817	815	807	
	資 格 取 得 者 数	76	112	114	
	資 格 喪 失 者 数	76	149	85	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,139	11,142	10,945	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	36	38	25
		受給者実人員	133	134	141
		支給金額(千円)	15,041	18,561	17,014
	高齢	受給者数	5	10	5
		支給金額(千円)	1,151	2,239	1,233
	特例	受給者数	17	7	16
		支給金額(千円)	2,190	1,312	2,506
	再就職 手 当	支 給 人 員	9	23	8
		支給金額(千円)	4,333	10,962	2,285

## 労働市場の動き（平成30年2月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

### 有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



## 雇用保険関係手続の届出処理について

◇ハローワークでは離職票の発行手続を最優先として行います。

そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

**以下のような場合は、資格取得届の処理に特に時間を要しますのでご注意ください。**

- ◎離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合
  - ◎前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合
  - ◎被保険者番号が不明の場合
- ⇒ あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載して頂きますようお願いします。

**資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。**

・資格取得届の提出は、可能な限り(※)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。(例:4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降)

(※)被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに資格取得届の提出をお願いします。

**◇来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますよう、ご協力をお願いします。**

\*平成30年度の雇用保険料率は昨年度と変更ありません\*

## 雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

**平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等（※）にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。**

※ マイナンバーが必要な届出等は以下のとおりです。

### ◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請（初回）
- ④ 育児休業給付支給申請（初回）
- ⑤ 介護休業給付支給申請

### ◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合）

- ⑥ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑦ 雇用継続交流採用終了届
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請（2回目以降）
- ⑨ 育児休業給付支給申請（2回目以降）

### ◆既にハローワークにマイナンバーを届け出ている場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、当該届出等に係る従業員について、既にその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載いただいた上で、マイナンバーの記載を省略することが可能です。

なお、「マイナンバー届出済」の記載がなされている場合であっても、実際には届出がなされていない場合は返戻いたしますので、マイナンバーの届出をお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）については「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載をお願いします。

### ◆個人番号登録・変更届により別途の登録を行う場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、事業所のシステムの都合等により、これによるのが難しい場合には、当該届出等とあわせ、又は事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合も各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載いただくようお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）についても、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合、届出等に「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 新規に被保険者資格を取得する者については被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このような場合等、個人番号登録・変更届の提出が各種届出後になる事情がある場合には、ハローワークにご相談ください。

**マイナンバーは雇用保険の各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められたものです。記載がない場合はこれに反することになります。  
届出等に当たり、お困りの点やご不明な点がございましたら、ハローワークにご相談ください。**

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取扱いについて

雇用保険手続きの届出に当たって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた義務であることをご理解いただいた上で、従業員に個人番号の提供を求めていただくこととなりますが、仮にマイナンバーの提供を拒否された場合には、その旨を申し出ていただいた上で受理することとしており、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの届出を受理しないということはありません。

なお、電子申請による届出等の場合は各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「本人事由によりマイナンバー届出不可」の記載をお願いします。

